

中央環境審議会石綿健康被害判定部会の小委員会の設置について

平成18年 4 月11日石綿健康被害判定部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年 1 月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）に基づき、石綿健康被害判定部会に置く小委員会について、次のとおり決定する。

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害判定小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害判定小委員会は、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定の調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害判定小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。